二　当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　株式交換により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　略］

ハ　株式交付により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～六　略］

［2～5　略］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九の五　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～五　略］

［2～4　略］

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第五条の十三　銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一　［略］

二　銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）　それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　株式交換により、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　同上］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［2～5　同上］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九の五　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～五　同上］

［2～4　同上］

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第五条の十三　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）　それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議